**喜多方市上ノ山墓地公園区画墓所使用権の承継手続きについて**

使用者が死亡された場合、親族の方を新たな使用者とする手続き（承継届）が必要となります。下記の書類を用意し、喜多方市役所市民生活課までお越しください。なお、手続きは郵送で行うこともできますので、速やかに手続きを行っていただきますようお願いいたします。

（死亡されていない場合にも承継手続きは可能です。）

**【手続きに必要なもの】**

* 喜多方市上ノ山墓地公園使用権承継届書（　上ノ山墓地公園事務取扱要綱様式第２１号　）
* 新しい使用者（承継届）の住民票　（　本籍記載のもの　）
* 戸籍謄（抄）本等　（　戸籍謄本・・・世帯全体　戸籍抄本・・・個人　）

使用者と新しい使用者の親族関係を公的書類で確認します。関係を辿って確認するために複数の書類をご用意いただくこともあります。

* 喜多方市上ノ山墓地公園使用許可書

　当市で発行したもので使用者にお渡ししています。紛失された場合には、新しい使用者名で再発行いたしますのでお申し出ください。

**【新しい使用者が喜多方市以外に住民登録がある方の場合】**

上記の他、以下の書類が必要となります。

* 喜多方市上ノ山墓地公園使用者代理人選定届書（　上ノ山墓地公園事務取扱要綱様式第４号　）
* 代理人の住民票（　本籍記載のもの　）

〇喜多方市上ノ山墓地公園条例（　抜粋　）

|  |
| --- |
| （使用権の承継）  第16条　区画墓所の使用者が死亡したときは、その承継人（親族及び縁故者を含む。以下同じ。）は、速やかに市長に届け出て、市長の承認を受けて使用権を承継するものとする。  ２　区画墓所の使用者が自らの事情により承継人を定め、市長に届け出て、その承認を受けて使用権の承継をすることができる。 |

|  |
| --- |
| （代理人の選定の届出及び義務）  第４条　区画墓所の使用者で市の区域外に住所を異動するものは、速やかに、市の区域内に住所を有する代理人を選定し、市長に届け出なければならない。  ２　前項の代理人は、区画墓所の使用者に代わってこの条例及びこの条例に基づく規則に定める一切の義務を負うものとする。 |

**事務担当　　〒966-8601　福島県喜多方市字御清水東７２４４番地２**

**喜多方市役所　市民生活課　電話０２４１－２４－５２８５**

令和５年４月１日